

宇部市 I・IoT・AI・5Gステップアップ補助金 実施要領

<募集受付期間>

令和2年10月13日（火）～ 令和2年12月25日（金）

<受付・問合せ先>

宇部市 商工水産部 商工振興課

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8355

1 趣旨

本市では、「Society5.0」の時代に対応したまちづくりにいち早く対応するため、オープンデータの活用やスマート・ウェルネスシティへの取組など、多様な分野で先駆的な取組を進めてきました。

今後は、AIやIoT、5Gなどのデジタル技術を活用して、仕事や暮らし、社会に大きな変革をもたらすデジタルトランスフォーメーションを推進し、コロナとともにある新しい日常を生き抜くレジリエントで、経済と安全の両立した持続可能なスマートシティの実現に取り組みます。

このスマートシティへの取組を加速するため、市内企業又は市内企業と市外企業が連携して、IoT・AI・5Gの導入・活用を図り、導入・活用段階に応じた補助を行うことで、企業のものづくりの高度化、スマート化、生産性向上等を支援します。

2 補助対象事業者

補助金の交付の対象となる事業者は、次の要件をすべて満たす中小企業者及び小規模企業者とします。

※中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する事業者

※小規模企業者…中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者

- (1) 市内に本社を有し、かつ、市内に活動拠点を有していること。
- (2) 2年以上事業を営んでおり、今後5年以上継続して事業を営む見込みがあること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業を行なう者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業)を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)第1項に該当する者でないこと。また、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、交付決定日以降に着手し、当該年度の2月26日までに完了する事業とします。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は対象外とします。

- (1) 課題見える化事業

IoT導入・活用により、各種情報・データを収集し、自社の経営課題や業務改善課題の抽出、把握による「見える化」を行う取組み

(2) 本格展開に向けた実証事業

自社の業務改善課題を踏まえ、スマート化や生産性向上のためのIoT等の本格導入・活用拡大や、5G・AIの導入等を行う取組み

(3) フル活用事業

IoT等で得られたビックデータを活用したAIの積極活用や、自社外のデータ共有による更なる業務の最適化、5G導入等により、新たな付加価値を創造する取組で、事業完了後1年以内に生産性3%向上(具体的な計画に基づく)が見込まれる取組み

4 補助率及び補助額

補助対象事業	補助率	補助上限額 (補助下限額)	補助上限額 増加後(※1)
課題見える化事業	補助対象経費の2/3以内	1,000千円 (100千円)	1,200千円
本格展開に向けた 実証事業		4,000千円 (400千円)	4,800千円
フル活用事業		10,000千円 (1,000千円)	12,000千円

※1 上記事業を実施するため、市外企業との連携事業又は、共同事業の場合は、補助上限額を2割増とします。

※2 上記事業の複数での同時実施は不可とします。

※3 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

※4 原則、1年度あたり1交付対象者1回までとします。

5 補助対象経費

経費区分	内容
機械装置・器具費	以下の導入に要する経費 ・機械装置：機械・装置・部品（センサー、RFID等） ・工具・器具：測定工具・検査工具等 ・専門ソフトウェア
I o T ・ A I ・ 5 G 関連装置等	I o T ・ A I ・ 5 G 関連装置、周辺設備及びソフトウェアの導入に要する経費
クラウド使用料等	クラウドの使用料及び通信料
専門家経費	外部専門家等から技術的指導を受ける場合に要する経費
通信運搬費	運搬料、宅配・郵送料等
外注費又は委託費	外部に委託する経費
その他の経費	市長が必要と認める経費

ただし、下記の経費については対象外とします。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの

- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる附帯経費を除く。）
- (4) 汎用性があり、目的外使用となり得るもの（事務処理用のPC関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (6) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (7) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (9) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (10) 補助金事業計画等の書類作成及び送付に係る費用
- (11) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (12) 設置場所の整備工事又は基礎工事に係る費用
- (13) 国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- (14) 国、県等の事業により、費用が負担軽減されるなど実質的に支援の対象となる経費
- (15) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

6 申請書の提出

- (1) 提出書類 原則A4版（正本1部 副本3部（複写可））

名称	備考
宇部市IoT・AI・5Gステップアップ補助金交付申請書【様式第1号】	
事業計画書【様式第1号の2】	
経費明細票【様式第1号の3】	
積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）	見積書等の金額が記載されたもの
申請者の業種及び主たる事業がわかる資料	会社概要等
直近2期分の決算書	貸借対照表、損益計算書
登記簿謄本又は登記事項全部証明書 個人場合は住民票	発行後3ヵ月以内のもの：写し可
市税の滞納がないことを証明する納税証明書	発行から1ヵ月以内のもの：写し可
本事業により生産性が向上することが確認できる5ヵ年計画書（様式不問）	フル活用事業の場合は提出
市外企業との連携・共同内容が確認できる資料（様式不問）	市外企業との連携・共同事業の場合は提出

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

- (2) 提出方法 持参又は郵送

- (3) 提出先 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市商工振興課

※持参の場合は、土日祝日を除く9:00～12:00、13:00～17:00の間に受け付けます。

※提出のあった申請書等は返却いたしません。

※申請に係る費用は申請者が負担するものとします。

7 審査

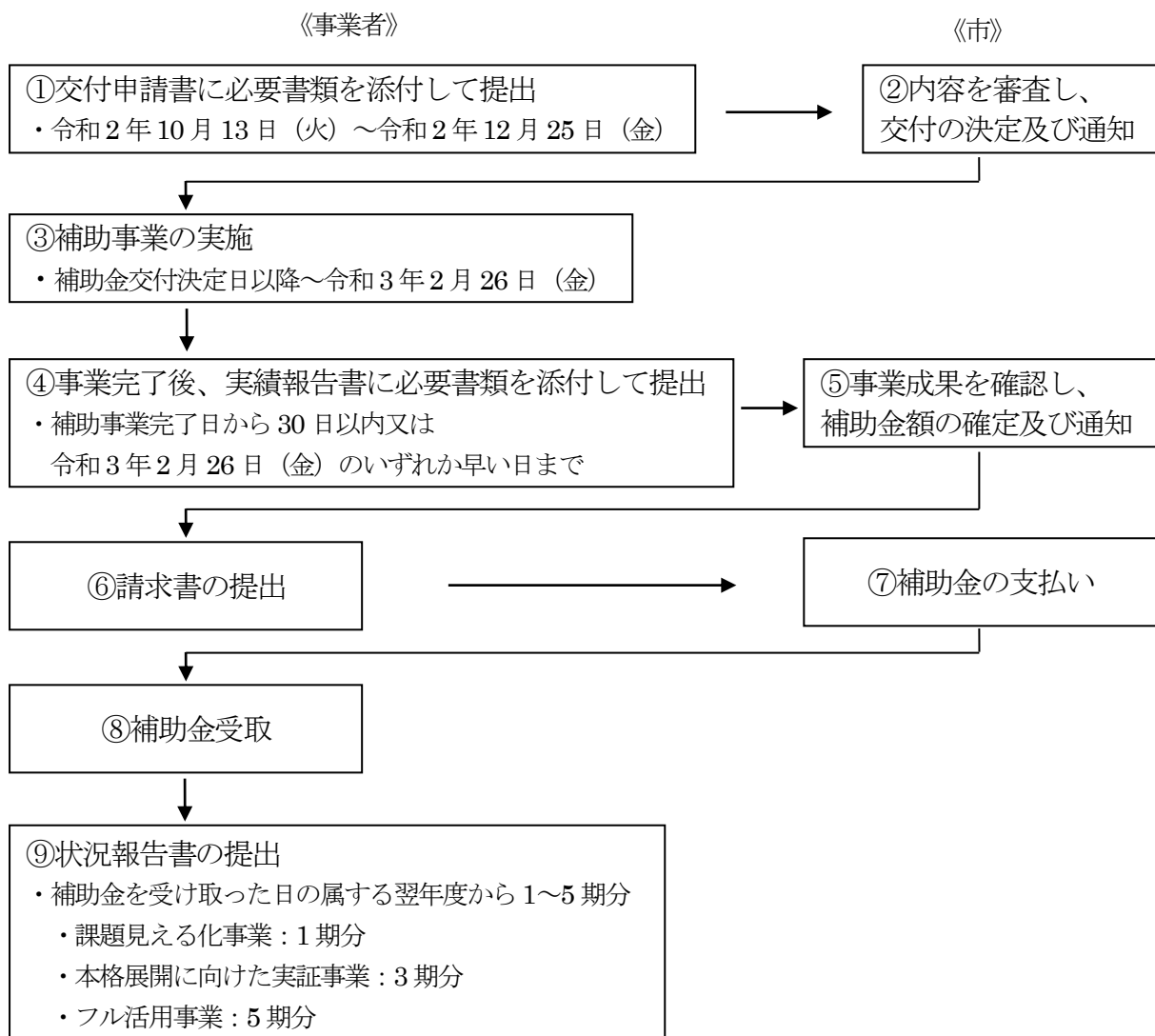
申請書により内容を下記基準に基づき審査し、基準を満たす者の中から、予算の範囲内で採択事業者を決定します。(必要に応じて現地調査、ヒアリングを実施する場合があります。)

事業の目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の目的に沿ったものとなっているか 自社にとってのIoT等の導入活用の必要性が具体的に検討されているか
事業の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> IoT等導入活用により達成される目標(効果)の設定は妥当か 課題となる事項とIoT等を導入活用した解決方法、実施内容に整合性はあるか IoT等の導入内容・方法は具体的に検討されており、経済的かつ合理的なものになっているか
事業の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> 事業を確実に遂行し得る経営状態となっているか、事業期間・予算が的確か

※審査経過に関する問い合わせには応じられません。

※審査終了後、速やかに結果を通知します。

8 スケジュール



9 留意事項(必ずお読みください)

- (1) 補助金は、補助事業完了後に実績報告書を提出していただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、事業に係る費用を立て替えて支払う必要があります。実績報告書は、事業完了後30日以内又は令和3年2月26日のいずれか早い日までに提出してください。
- (2) 交付決定を受けた後に内容を変更しようとする場合、又は事業を中止しようとする場合は、事前に市の承認を得てください。
- (3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたときなど、補助金を返還していただきます。
- (4) 補助事業に係る経理書類は、補助金の交付後5年間保存してください。
- (5) 補助金申請を行っても、対象要件を満たしていない場合は、不交付となる場合がありますのでご了承ください。なお、不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約解除に伴う違約金等につきましては、申請者の負担となりますので、ご了承ください。
- (6) 補助金交付に関して次に掲げるものが公表されます。
 - ・補助事業者の名称及び所在地
 - ・補助事業の名称及び事業概要
 - ・補助事業に係る補助金額
- (7) 補助対象事業者は、補助金を交付した日の属する翌年度から下記の決算期までの間、各決算期経過後4か月以内に、補助金状況報告書を提出しなければなりません。
 - ・課題見える化事業:1 期分
 - ・本格展開に向けた実証事業:3 期分
 - ・フル活用事業:5 期分

10 担当部署

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市 商工水産部 商工振興課
TEL 0836-34-8355
FAX 0836-22-6041
メールアドレス syoukou@city.ube.yamaguchi.jp